

# 国立病院部

# 国立病院・療養所関係

## 1 再編成の一層の推進について

### (1) 再編成の基本的考え方

#### ①国立医療機関としての役割分担の明確化

・地域における基本的・一般的医療の提供は他の公私立医療機関に委ね、国立病院・療養所は、広域を対象とした高度又は専門医療など、国の医療政策として担うべき医療（政策医療）を実施。

#### 国立病院・療養所の担うべき役割

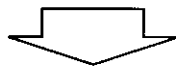
- ① がん、循環器病などに対する高度先駆的医療
- ② エイズ、ハンセン病、結核など歴史的・社会的な経緯等により地方・民間での対応が困難な医療
- ③ 国際的感染症、広域災害への対応など国家の危機管理や国際貢献
- ④ 診療報酬支払方式に関するモデル的試行など、国家的見地から重要な医療政策の実践

#### ②国立病院・療養所の機能強化

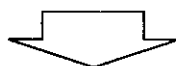
・施設の統廃合又は経営移譲を通じて経営資源を集約・集中するなど、その機能強化を図る。

#### 再編成に伴う定員の取扱い

再編成・合理化の推進によって生じた定員等



必要に応じ医療スタッフを中心に再配置



再編成を推進する重要な位置づけ



### (3) 政策医療ネットワークについて

#### ア. 政策医療の範囲の純化

- ・政策医療分野を19分野とし、先駆的な医療や難治性の疾病等に関する診断・治療技術等の機能強化を図る。
- ・結核は、原則として都道府県毎に1ヶ所に集約化する。

#### < 政策医療分野【19分野】 >

がん、循環器病、精神疾患、神経・筋疾患、成育医療、腎疾患、重症心身障害、骨・運動器疾患、呼吸器疾患、免疫異常、内分泌・代謝性疾患、感覚器疾患、血液・造血器疾患、肝疾患、エイズ、長寿医療、災害医療、国際医療協力、国際的感染症

#### イ. 施設毎の機能付与、機能類型化及び政策医療ネットワークの構築

- ・施設毎に担うべき政策医療分野を明確にし、国立高度専門医療センター、基幹医療施設、専門医療施設等の機能類型化を図る。
- ・政策医療分野毎に、国立高度専門医療センター又は高度専門医療施設を頂点とする診療、臨床研究、教育研修、情報発信の機能が一体となった全国的な政策医療ネットワークを構築する。

全国的なネットワーク展開

- < 診療 > 新しい診断法・治療法の普及、診療支援(遠隔診断等)によりどの地域においても最新の医療技術を提供
- < 臨床研究 > 全国からの豊富な症例収集に基づく診療データベースの構築による新しい診断法・治療法の開発、医薬品の臨床試験
- < 教育研修 > 高度医療、難病等患者ニーズに対応する臨床研修や医療専門職の養成による医療専門職の全国的配置
- < 情報発信 > 研究成果、最新医療、標準的医療等に関する情報の共有化

#### < 具体的な取組み >

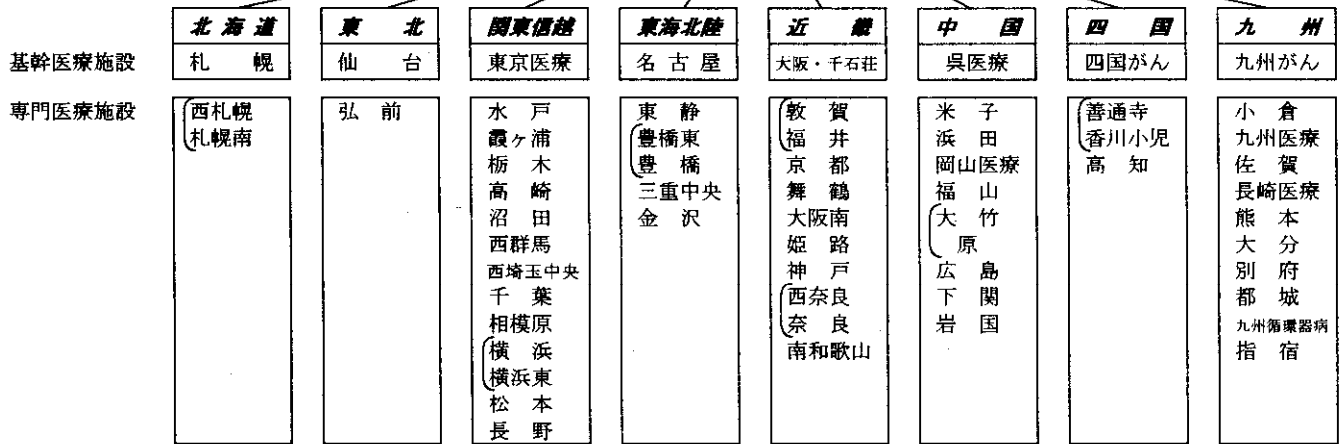
- ① 政策医療分野毎に政策医療推進基本計画を策定し、ネットワーク形成の具体的方策をとりまとめ
- ② 定期的な政策医療ネットワーク協議会の開催
- ③ 組織面を含めた体制整備

# 政策医療ネットワークの例

が ん

ナショナルセンター

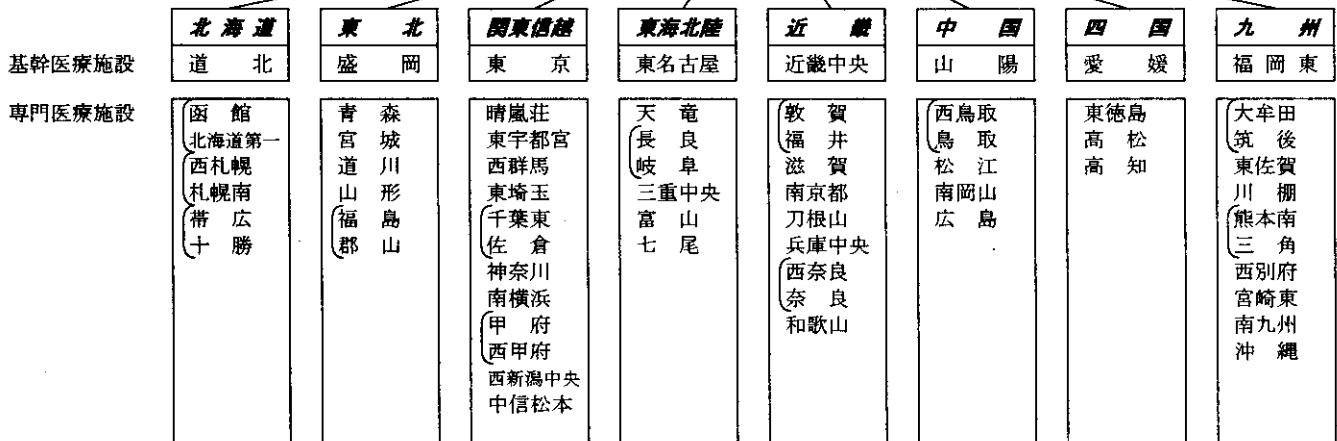
国立がんセンター



呼吸器疾患(結核を含む)

高度専門医療施設

近畿中央



診療：新しい診断法・治療法の普及、遠隔診断等による診療支援等

臨床研究：診療データベースの構築による新しい診断法・治療法の開発、医薬品の臨床試験、共同研究等

教育研修：医療内容の高度化・多様化に応じた臨床研修、医療専門職の養成、地域医療従事者の生涯教育等

情報発信：がんや循環器病等に関する研究成果や最新医療、標準的医療等に関する情報等の提供

再編成対象施設一覧

ブロック	都道府県	対象施設の名称	
		統 合	移 譲
北海道	北海道	<b>西札幌*小樽*札幌南</b> ※第1段階として西札幌*小樽をH14.10.1統合 ※第2段階として西札幌*札幌南をH18年度統合予定 帯広*十勝 (H16.3.1予定) 函館*北海道第一 (H15.7.1予定)	<b>登別</b> (H14.6.1実施) 弟子屈 (H15.3.25予定) 稚内 (H15.3.1予定) 美幌 (重心移行*移譲) (H15.3.1予定) 名寄 (H15.12.1予定)
東北	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県	<b>岩木*青森</b> (H14.12.1実施) <b>盛岡*南花巻*花巻温泉</b> (H5.7.1実施) 福島*郡山 (H16.3.1予定)	<b>大湊</b> (H14.3.1実施) 鳴子 (H11.2.1実施) 秋田 (H15.12.1予定) 湯田川 (H13.3.1実施)
関東信越	栃木県 群馬県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 新潟県 長野県	<b>東栃木*宇都宮</b> (H5.7.1実施) ※ <b>柏*松戸</b> (H4.7.1実施) <b>国府台*精神・神経センター</b> (S62.4.1実施) 千葉東*佐倉 (H16.3.1予定) ※ <b>王子*立川</b> (H7.7.1実施) <b>医療センター*中野</b> (H5.10.1実施) <b>大蔵*小児</b> (H14.3.1実施) <b>神奈川*二宮</b> (H14.3.1実施) 横浜*横浜東 (H15.3.1予定) 甲府*西甲府 (H16年度予定) <b>新潟*高田</b> (H12.3.1実施) <b>西新潟*寺泊*村松</b> (H7.7.1実施) <b>東信*長野</b> (H9.7.1実施) <b>東松本*松本城山</b> (H8.7.1実施)	<b>塩原温泉</b> (H9.2.1実施) <b>足利</b> (重心移行*移譲) (H13.6.1実施) 渋川 (H15.3.1予定) <b>習志野</b> (H13.6.1実施) 横須賀 (H14.7.1実施) 西小千谷 (H13.3.1実施) 佐渡 (H15.3.1予定)
東海北陸	静岡県 愛知県 岐阜県 三重県 石川県	<b>東静岡*伊東温泉*熱海</b> ※第1段階として東静岡*伊東温泉をH13.3.1統合 ※第2段階として東静岡*熱海をH14.7.1統合 <b>静岡東*静岡</b> (H13.10.1実施) 豊橋東*豊橋 (H16年度予定) 長良*岐阜 (H16年度予定) ※ <b>津*三重*静澄</b> (H10.7.1実施) 石川*山中 (H15.3.1予定) 医王*金沢若松 (H17年度予定)	<b>浜松</b> (H11.12.1実施) <b>湊</b> (H9.10.1実施) <b>高山</b> (H14.12.1実施) 恵那 (H15.12.1予定) <b>明星</b> (H10.12.1実施)

ブロック	都道府県	対象施設の名称	
		統 合	移 譲
近 畿	福 井 県	教賀*福井 (H15.7.1予定)	鯖江 (H12.2.1実施)
	滋 賀 県 京 都 府 大 阪 府 兵 庫 県	八日市*紫香楽*比良 (H12.12.1実施)	福知山 (H5.10.1実施)
	奈 良 県 和 歌 山 県	大阪*千石荘 (H15.7.1予定)	泉北 (H11.3.1実施)
		神戸*明石 (H13.3.1実施)	篠山 (H9.10.1実施)
		西奈良*奈良 (H16年度予定)	岩屋分院 (H11.12.1実施)
		*田辺*白浜温泉 (H4.7.1実施)	加古川 (H12.12.1実施)
中 国	鳥 取 県	西鳥取*鳥取 (H17年度予定)	三朝温泉 (H12.3.1実施)
	島 根 県 岡 山 県 広 島 県	大竹*原 (H16年度予定)	大田 (H11.2.1実施)
	山 口 県	広島*畑賀 (H13.12.1実施)	津山 (H9.12.1実施)
		下関*山口 (H12.7.1実施)	
		山陽荘*湯田温泉 (H9.7.1実施)	
		香 川 県	善通寺*香川小児 (H23年度予定)
四 国	愛 媛 県	高知*東高知 (H12.10.1実施)	南愛媛 (H15.12.1予定)
	高 知 県		
九 州	福 岡 県	*福岡中央*久留米 (H6.7.1実施)	田川新生 (H14.3.1実施)
	佐 賀 県 長 崎 県	大牟田*筑後 (H16年度予定)	対馬 (H12.2.1実施)
		嬉野*武雄 (H12.2.1実施)	小浜 (H14.3.1実施)
			巻岐 (H16.3.1予定)
熊本南*三角 (H15.3.1予定)			中津 (H12.7.1実施)
	熊 本 県	宮崎東*日南 (H14.7.1実施)	阿久根 (H元.10.1実施)
	大 分 県 宮 崎 県 鹿 児 島 県	南九州中央*南九州*霧島 (H12.7.1実施)	志布志 (H9.12.1実施)

(注)

印は終了したケース

太 字 は再編成計画の見直しにより追加したケース

斜 体 は統合地となった施設 (※は第3地点での統合のケース)

[注 津・三重・静瀬のケースでは、津・静瀬を第3地点で統合、三重・静瀬を三重の地で統合]

白抜き は移譲予定施設のうち対処方策において廃止とされた施設

## 再編成計画の進捗状況

## 1. 既に終了したケース

## 〔統 合〕

- ① 精神・神経センター・国府台（東京都・千葉県） 国立精神・神経センター（組織統合）  
昭和62年4月1日統合
- ② 田辺・白浜温泉（和歌山県） 国立南和歌山病院（専門医療施設）  
平成4年7月1日統合  
国立田辺病院は、田辺市へ時価譲渡となり、総合保健福祉センター等として開設。  
国立白浜温泉病院は、財団法人白浜医療福祉財団へ時価譲渡となり、白浜はまゆう病院として開設
- ③ 柏・松戸（千葉県） 国立がんセンター東病院（ナショナルセンター（がん））  
平成4年7月1日統合  
国立柏病院は、特措法第3条適用（譲渡）となり、柏市へ経営移譲し、市立柏病院として開設  
（柏市は病院運営を財団法人柏市医療公社に管理委託）  
国立療養所松戸病院は、特措法第3条適用（譲渡）となり、松戸市へ経営移譲し、松戸市立病院として開設
- ④ 盛岡・花巻温泉（岩手県） 国立療養所盛岡病院（基幹医療施設（呼吸器、免疫））  
平成5年7月1日統合  
国立花巻温泉病院は、特措法第3条適用（譲渡）となり、岩手医科大学へ経営移譲し、岩手医科大学付属花巻温泉病院として開設
- ⑤ 南花巻・花巻温泉（岩手県） 国立療養所南花巻病院（専門医療施設）  
平成5年7月1日統合
- ⑥ 東栃木・宇都宮（栃木県） 国立療養所東宇都宮病院（専門医療施設）  
平成5年7月1日統合  
国立療養所宇都宮病院は、栃木県へ時価譲渡となり、とちぎ健康の森としてオープン
- ⑦ 医療センター・中野（東京都） 国立国際医療センター（ナショナルセンター（国際医療））  
平成5年10月1日統合  
国立療養所中野病院は、中野区へ時価譲渡となり、保健福祉施設として開設
- ⑧ 福岡中央・久留米（福岡県） 国立病院九州医療センター（高度総合診療施設）  
平成6年7月1日統合  
国立久留米病院は、特措法第3条適用（譲渡）となり、久留米大学へ経営移譲し、久留米大学医学部附属医療センターとして開設
- ⑨ 王子・立川（東京都） 国立病院東京災害医療センター（災害医療）  
平成7年7月1日統合  
国立王子病院は、社会保険庁へ時価譲渡  
国立立川病院は、住宅都市整備公団へ時価譲渡となり、賃貸住宅用地となる



- ⑩ 西新潟・寺泊・村松（新潟県） 国立療養所西新潟中央病院（専門医療施設）  
平成7年7月1日統合  
国立療養所村松病院は、特措法第3条適用（譲渡）となり、四市中東蒲原老人福祉施設事務組合へ経営移譲し、南部郷厚生病院として開設（四市中東蒲原老人福祉施設事務組合は病院運営を医療法人社団真仁会に管理委託）  
国立療養所寺泊病院は、特措法第3条適用（譲渡）となり、社会福祉法人長岡三古老人福祉会へ経営移譲し、老人保健施設てらどまりとして開設
- ⑪ 東松本・松本城山（長野県） 国立療養所中信松本病院（専門医療施設）  
平成8年7月1日統合  
国立療養所松本城山病院は、特措法第3条適用（譲渡）となり、松本市へ経営移譲し、老人保健施設及び診療所として開設するとともに、併せて老人訪問看護ステーション、老人デイサービスセンター及び老人介護支援センターを設置  
（松本市は開設する老人保健施設（これに併設される老人訪問看護ステーション及び老人介護支援センターを含む。）及び診療所を松本市医師会に、老人デイサービスセンターを財団法人松本市福祉公社に管理委託）
- ⑫ 東信・長野（長野県） 国立長野病院（専門診療施設）  
平成9年7月1日統合  
国立長野病院は、特措法第3条適用（譲渡）となり、日本赤十字社長野県支部へ経営移譲し、長野赤十字上山田病院として開設
- ⑬ 山陽荘・湯田温泉（山口県） 国立療養所山陽病院（基幹医療施設（呼吸器））  
平成9年7月1日統合  
国立湯田温泉病院は、特措法第2条の2適用（特例譲渡）となり、山口県済生会へ経営移譲し、済生会湯田温泉病院として開設
- ⑭ 津・静澄（三重県） 国立三重中央病院（基幹医療施設（成育））  
平成10年7月1日統合  
国立療養所静澄病院は、特措法第3条適用（譲渡）となり、一志社会福祉施設組合へ経営移譲し、老人保健施設、特別看護老人ホーム及び老人短期入所施設として開設  
（一志社会福祉施設組合は運営を社会福祉法人明合乃里会に管理委託）
- ⑮ 三重・静澄（三重県） 国立療養所三重病院（専門医療施設）  
平成10年7月1日統合
- ⑯ 嬉野・武雄（佐賀県） 国立嬉野病院（専門医療施設）  
平成12年2月1日統合  
国立療養所武雄病院は、特措法第2条の2適用（特例譲渡）となり、武雄市へ経営移譲し、武雄市立武雄市民病院として開設
- ⑰ 新潟・高田（新潟県） 国立療養所新潟病院（専門医療施設）  
平成12年3月1日統合  
国立高田病院は、特措法第2条の3適用（移譲：管理委託）となり、上越市へ経営移譲し、上越地域医療センター病院として開設  
（上越市は病院運営を上越医師会に管理委託）
- ⑱ 下関・山口（山口県） 国立下関病院（専門医療施設）  
平成12年7月1日統合  
国立山口病院は、特措法第2条の3適用（移譲：管理委託）となり、豊浦町へ経営移譲し、山口県済生会豊浦町立病院として開設  
（豊浦町は病院運営を山口県済生会に管理委託）

- ⑲ 南九州中央・霧島（鹿児島県） 国立病院九州循環器病センター（基幹医療施設（循環器病））  
平成12年7月1日統合  
国立療養所霧島病院は、特措法第2条の3適用（特例譲渡：管理委託）となり、隼人町へ経営移譲し、隼人町立医師会医療センターとして開設（隼人町は病院運営を始良郡医師会に管理委託）
- ⑳ 南九州・霧島（鹿児島県） 国立療養所南九州病院（専門医療施設）  
平成12年7月1日統合
- ㉑ 高知・東高知（高知県） 国立高知病院（基幹医療施設（免疫））  
平成12年10月1日統合
- ㉒ 八日市・比良（滋賀県） 国立滋賀病院（専門医療施設）  
平成12年12月1日統合  
国立療養所比良病院は、特措法第3条適用（譲渡）となり、日本赤十字社滋賀県支部へ経営移譲し、大津赤十字志賀病院として平成14年7月1日開設
- ㉓ 紫香楽・比良（滋賀県） 国立療養所紫香楽病院（専門医療施設）  
平成12年12月1日統合
- ㉔ 東静岡・伊東温泉・熱海（静岡県） 国立東静岡病院（基幹医療施設（循環器病））  
平成13年3月1日統合（※第一段階として国立東静岡病院と国立伊東温泉病院を統合）  
国立伊東温泉病院は、特措法第2条の3適用（移譲：管理委託）となり、伊東市へ経営移譲し、市立伊東市民病院として開設（伊東市は病院運営を社団法人地域医療振興協会に管理委託）
- ㉕ 神戸・明石（兵庫県） 国立神戸病院（専門医療施設）  
平成13年3月1日統合  
国立明石病院は、特措法第2条適用（移譲）となり、社団法人明石市医師会へ経営移譲し、社団法人明石市医師会立明石医療センターとして開設
- ㉖ 静岡東・静岡（静岡県） 国立療養所静岡神経医療センター（基幹医療施設（神経・筋））  
平成13年10月1日統合
- ㉗ 広島・畑賀（広島県） 国立療養所広島病院（専門医療施設）  
平成13年12月1日統合  
国立療養所畑賀病院は、特措法第3条適用（譲渡）となり、広島市へ経営移譲し、広島市医師会運営・安芸市民病院として開設（広島市は病院運営を広島市医師会に管理委託）
- ㉘ 大蔵・小児（東京都） 国立成育医療センター（ナショナルセンター（成育医療））  
平成14年3月1日統合
- ㉙ 神奈川・二宮（神奈川県） 国立療養所神奈川病院（専門医療施設）  
平成14年3月1日統合
- ㉚ 東静岡・熱海（静岡県）  
（再編成計画見直し追加施設） 国立東静岡病院（基幹医療施設（循環器病））  
平成14年7月1日統合  
国立熱海病院は、特措法第2条適用（移譲）となり、学校法人国際医療福祉大学へ経営移譲し、学校法人国際医療福祉大学附属熱海病院として開設
- ㉛ 宮崎東・日南（宮崎県） 国立療養所宮崎東病院（専門医療施設）  
平成14年7月1日統合  
国立療養所日南病院は、特措法第2条の2適用（特例譲渡）となり、社会福祉法人愛泉会へ経営移譲し、愛泉会日南病院として開設

⑳ 西札幌・小樽・札幌南（北海道）  
（再編成計画見直し追加施設）  
国立療養所西札幌病院（基幹医療施設（神経・筋、成育、免疫）  
平成14年10月1日統合（※第一段階として国立療養所西札幌病院と国立療養所小樽病院を統合）  
国立療養所小樽病院は、特措法第2条適用（移譲）となり、社会福祉  
法人恩賜財団済生会支部北海道済生会へ経営移譲し、北海道済生会西  
小樽病院として開設

㉑ 岩木・青森（青森県）  
国立療養所青森病院（専門医療施設）  
平成14年12月1日統合  
国立療養所青森病院は、特措法第3条適用（譲渡）となり社会福祉法  
人敬仁会へ経営移譲し社会福祉法人敬仁会青森敬仁会病院として平成  
15年度診療再開予定

[移 譲]

① 阿久根（鹿児島県）  
平成元年10月1日、特措法第3条適用（譲渡）となり  
出水郡医師会へ経営移譲し、出水郡医師会立阿久根市民病院  
として開設

② 福知山（京都府）  
平成5年10月1日、特措法第2条適用（移譲）となり  
福知山市へ経営移譲し、市立福知山市民病院として開設

③ 塩原温泉（栃木県）  
平成9年2月1日、特措法第2条適用（移譲）となり  
栃木県医師会へ経営移譲し、栃木県医師会温泉研究所附属塩  
原病院として開設

④ 篠山（兵庫県）  
平成9年10月1日、特措法第2条適用（移譲）となり  
兵庫医科大学へ経営移譲し、兵庫医科大学篠山病院として開  
設

⑤ 湊（静岡県）  
平成9年10月1日、特措法第2条の3適用（移譲：管理委  
託）となり共立湊病院組合へ経営移譲し、共立湊病院として  
開設（共立湊病院組合は病院運営を社団法人地域医療振興協  
会に管理委託）

⑥ 志布志（鹿児島県）  
平成9年12月1日、特措法第3条適用（譲渡）となり  
曾於郡医師会へ経営移譲し、曾於郡医師会立有明病院として  
開設

⑦ 津山（岡山県）  
平成9年12月1日、特措法第2条適用（移譲）となり  
財団法人津山慈風会へ経営移譲し、津山中央病院東分院とし  
て開設

⑧ 明星（三重県）  
平成10年12月1日、特措法第2条適用（移譲）となり  
三重県済生会へ経営移譲し、済生会明和病院として開設

⑨ 鳴子（宮城県）  
平成11年2月1日、特措法第2条適用（移譲）となり  
鳴子町へ経営移譲し、町立鳴子温泉病院として開設

⑩ 大田（島根県）  
平成11年2月1日、特措法第2条適用（移譲）となり  
大田市へ経営移譲し、大田市立病院として開設

⑪ 泉北（大阪府）  
平成11年3月1日、特措法第3条適用（譲渡）となり  
近畿大学へ経営移譲し、近畿大学医学部堺病院として開設

⑫ 浜松（静岡県）  
平成11年12月1日、特措法第2条の3適用（移譲：管理委託）  
となり浜松市へ経営移譲し、浜松市リハビリテーション病院とし  
て開設（浜松市は病院運営を財団法人浜松市医療公社に管理委託）

- ⑬ 岩屋分院(兵庫県) 平成11年12月1日、特措法第2条適用(移譲)となり、社会福祉法人聖隷福祉事業団へ経営移譲し、聖隷淡路病院として開設
- ⑭ 鯖江(福井県) 平成12年2月1日、特措法第2条の3適用(移譲:管理委託)となり公立丹南病院組合へ経営移譲し、公立丹南病院として開設(公立丹南病院組合は病院運営を社団法人地域医療振興協会に管理委託)
- ⑮ 西香川(香川県) 平成12年2月1日、特措法第2条の3適用(特例譲渡:管理委託)となり高瀬町へ経営移譲し、高瀬町立西香川病院として開設(高瀬町は病院運営を観音寺市・三豊郡医師会に管理委託)
- ⑯ 対馬(長崎県) 平成12年2月1日、特措法第2条適用(移譲)となり、長崎県離島医療圏組合へ経営移譲し、長崎県離島医療圏組合中対馬病院として開設
- ⑰ 三朝温泉(鳥取県) 平成12年3月1日、特措法第2条適用(移譲)となり、鳥取県中部医師会へ経営移譲し、鳥取県中部医師会立三朝温泉病院として開設
- ⑱ 中津(大分県) 平成12年7月1日、特措法第2条適用(移譲)となり、中津市へ経営移譲し、中津市立中津市民病院として開設
- ⑲ 加古川(兵庫県) 平成12年12月1日、特措法第2条適用(移譲)となり、財団法人甲南病院へ経営移譲し、財団法人甲南病院加古川病院として開設
- ⑳ 西小千谷(新潟県) 平成13年3月1日、特措法第2条の2適用(特例譲渡)となり、社会福祉法人長岡福祉協会へ経営移譲し、長岡福祉協会立小千谷さくら病院として開設
- ㉑ 湯田川(山形県) 平成13年3月1日、特措法第2条の3適用(移譲:管理委託)となり、鶴岡市へ経営移譲し、鶴岡市立湯田川温泉リハビリテーション病院として開設(鶴岡市は病院運営を社団法人鶴岡地区医師会に管理委託)
- ㉒ 足利(栃木県)  
(再編成計画見直し追加施設) 平成13年6月1日、特措法第2条適用(移譲)となり、社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会へ経営移譲し、保健医療・福祉施設あしかがの森足利病院として開設
- ㉓ 習志野(千葉県) 平成13年6月1日、特措法第2条適用(移譲)となり、千葉県済生会へ経営移譲し、千葉県済生会習志野病院として開設
- ㉔ 大湊(青森県) 平成14年3月1日、特措法第2条の3適用(移譲:管理委託)となり一部事務組合下北医療センターへ経営移譲し、一部事務組合下北医療センターむつりハビリテーション病院として開設(一部事務組合下北医療センターは病院運営をむつ下北医師会に管理委託)
- ㉕ 田川新生(福岡県) 平成14年3月1日、特措法第2条の2適用(特例譲渡)となり、社会福祉法人柏芳会記念福祉事業会へ経営移譲し、社会福祉法人柏芳会田川新生病院として開設
- ㉖ 小浜(長崎県) 平成14年3月1日、特措法第2条の3適用(特例譲渡:管理委託)となり小浜地区保健環境組合へ経営移譲し、公立新小浜病院として開設(小浜地区保健環境組合は病院運営を医療法人三佼会(特定医療法人)に管理委託)

- ⑳ 横 須 賀 (神奈川県) 平成14年7月1日、特措法第2条の3適用 (移譲:管理委託) となり、横須賀市へ経営移譲し横須賀市立うわまち病院として開設 (横須賀市は病院運営を社団法人地域医療振興協会へ管理委託)
- ㉑ 高 山 (岐阜県) 平成14年12月1日、特措法第2条適用 (移譲) となり、岐阜県厚生農業協同組合連合会へ経営移譲し、岐阜県厚生農業協同組合連合会高山厚生病院として開設

**[廃止]**

- ① 登 別 (北海道) 平成14年6月1日廃止

**2 平成14年度 (平成14年12月1日以降に統合及び移譲のケース (予定))**

**[統合]**

- ① 横浜・横浜東 (神奈川県) 平成15年3月1日統合予定  
国立横浜東病院は、社会福祉法人聖隷福祉事業団へ経営移譲予定
- ② 石川・山中 (石川県) 平成15年3月1日統合予定  
国立山中病院は、山中町へ経営移譲し、病院運営を社団法人地域医療振興協会へ管理委託予定
- ③ 熊本南・三角 (熊本県) 平成15年3月1日統合予定  
国立療養所三角病院は、社会福祉法人恩賜財団済生会支部熊本県済生会へ経営移譲予定

**[移譲]**

- ① 稚 内 (北海道) 平成15年3月1日を目途に、稚内市へ経営移譲予定
- ② 美 幌 (北海道) 平成15年3月1日を目途に、社会福祉法人北海道療育園へ経営移譲予定  
(再編成計画見直し追加施設)
- ③ 佐 渡 (新潟県) 平成15年3月1日を目途に、新潟県厚生農業協同組合連合会へ経営移譲予定
- ④ 渋 川 (群馬県) 平成15年3月1日を目途に、渋川地区医療事務組合へ経営移譲予定

**[廃止]**

- ① 弟 子 屈 (北海道) 平成15年3月25日廃止予定

### 3 平成15年度に統合及び移譲のケース（予定）

#### [統 合]

- ① 函館・北海道第一（北海道） 平成15年7月1日統合予定  
（再編成計画見直し追加施設） 国立療養所北海道第一病院は、社会福祉法人函館厚生院へ経営移譲予定
- ② 敦賀・福井（福井県） 平成15年7月1日統合予定  
国立療養所福井病院は、公立小浜病院組合へ経営移譲予定
- ③ 大阪・千石荘（大阪府） 平成15年7月1日統合予定  
（再編成計画見直し追加施設） 国立療養所千石荘病院は、廃止予定
- ④ 帯広・十勝（北海道） 平成16年3月1日統合予定  
国立十勝療養所は、廃止予定
- ⑤ 福島・郡山（福島県） 平成16年3月1日統合予定  
国立郡山病院は、郡山市へ経営移譲し、病院運営を郡山医師会へ管理委託予定
- ⑥ 千葉東・佐倉（千葉県） 平成16年3月1日統合予定  
（再編成計画見直し追加施設） 国立佐倉病院は、社会福祉法人聖隷福祉事業団へ経営移譲予定

#### [移 譲]

- ① 名 寄（北海道） 平成15年12月1日を目途に、名寄市へ経営移譲し、病院運営を社団法人上川北部医師会へ管理委託予定  
（再編成計画見直し追加施設）
- ② 恵 那（岐阜県） 平成15年12月1日を目途に、恵那市へ経営移譲し、病院運営を社団法人地域医療振興協会へ管理委託予定  
（再編成計画見直し追加施設）
- ③ 南 愛 媛（愛媛県） 平成15年12月1日を目途に、社会福祉法人旭川荘へ経営移譲予定  
（再編成計画見直し追加施設）
- ④ 壱 岐（長崎県） 平成16年3月1日を目途に、壱岐広域圏町村組合へ経営移譲予定

#### [廃 止]

- ① 秋 田（秋田県） 平成15年12月1日を目途に、廃止予定

#### 4 平成16年度に統合のケース（予定）

- ① 甲府・西甲府（山梨県） 平成16年度統合予定（新病院建設中）  
国立療養所西甲府病院は、廃止予定
- ② 豊橋東・豊橋（愛知県） 平成16年度統合予定  
国立豊橋病院は、廃止予定
- ③ 長良・岐阜（岐阜県） 平成16年度統合予定  
国立療養所岐阜病院は、廃止予定
- ④ 大竹・原（広島県） 平成16年度統合予定  
国立療養所原病院は、廃止予定
- ⑤ 大牟田・筑後（福岡県） 平成16年度統合予定  
国立療養所筑後病院は、廃止予定
- ⑥ 西奈良・奈良（奈良県） 平成16年度統合予定  
（再編成計画見直し追加施設） 国立奈良病院は、奈良市へ経営移譲し、病院運営を社団法人地域医療振興協会へ管理委託予定

#### 5 平成17年度に統合のケース（予定）

- ① 医王・金沢若松（石川県） 平成17年度統合予定  
国立療養所金沢若松病院は、廃止予定
- ② 西鳥取・鳥取（鳥取県） 平成17年度統合予定  
国立療養所鳥取病院は、廃止予定

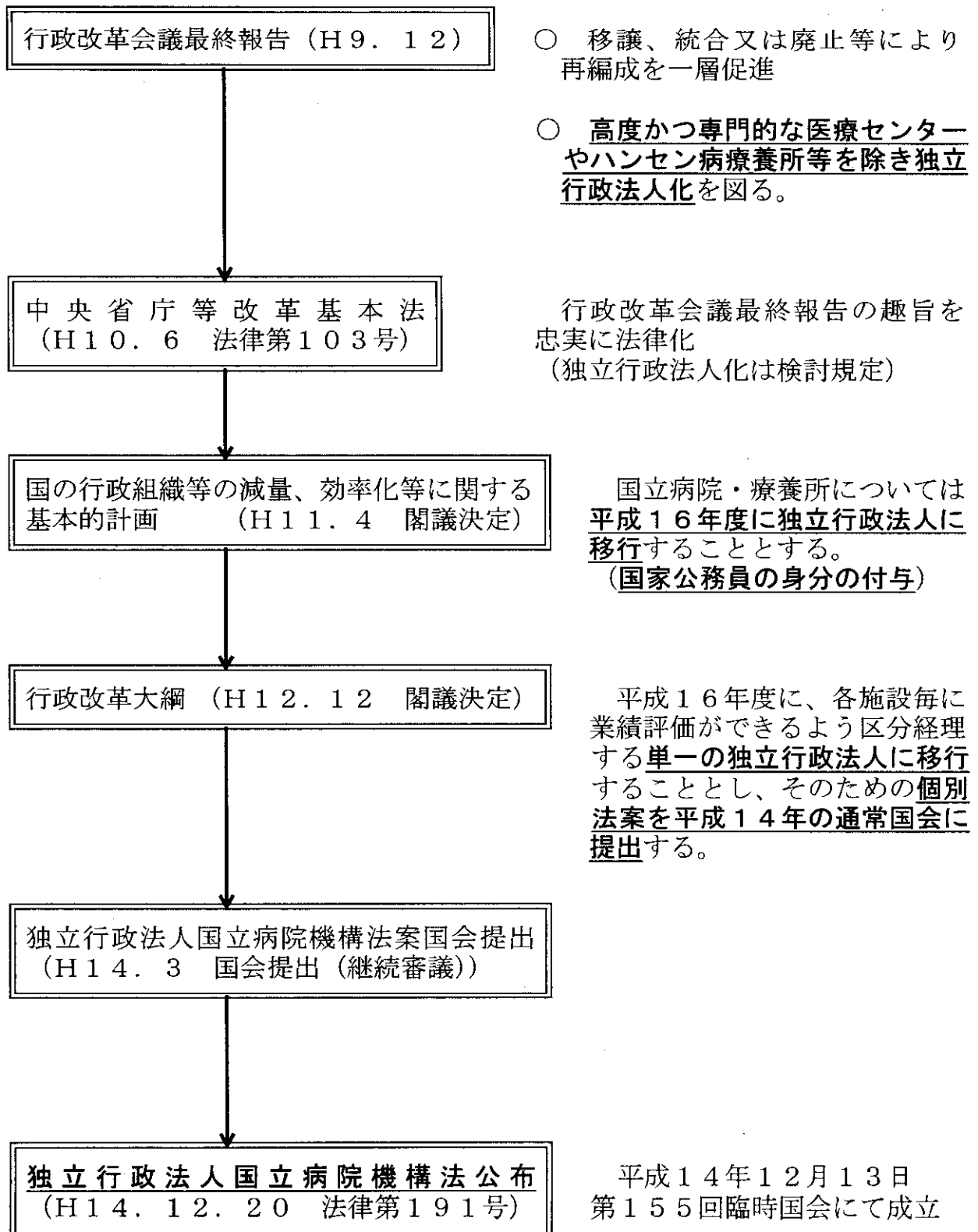
#### 6 平成18年度に統合のケース（予定）

- 西札幌・札幌南（北海道） 平成18年度統合予定  
（再編成計画見直し追加施設） 国立療養所札幌南病院は、廃止予定

#### 7 平成23年度に統合のケース（予定）

- 善通寺・香川小児（香川県） 平成23年度統合予定  
（再編成計画見直し追加施設） 国立療養所香川小児病院は、廃止予定

## 2 国立病院・療養所の独立行政法人化について





# 独立行政法人国立病院機構法(平成14 法律第191号)

◇ 中央省庁等改革の一環として、国立病院・療養所が移行する独立行政法人国立病院機構を設立するため、その名称、目的、業務を定める等の措置を講ずる。

## 1 概要

- (1) 法人の名称 独立行政法人国立病院機構（以下「機構」という。）
- (2) 法人の目的及び業務  
医療の提供、医療に関する調査及び研究、技術者の研修等の業務を行うことにより、国民の健康に重大な影響のある疾病に関する医療その他のものであって、国の医療政策として機構が担うべき医療の向上を図り、公衆衛生の向上及び増進に寄与
- (3) 役職員の身分 国家公務員の身分を付与（特定独立行政法人）
- (4) 資本金等 機構の資本金、その他所要の規定を整備
- (5) 役員  
理事長1人、監事2人を置くほか、副理事長、理事5人以内、非常勤理事8人以内を置くことができる
- (6) 施設毎の経理の明確化  
業績評価ができるよう経理を明確化するため、各施設ごとに財務諸表を作成し、法人全体の決算とあわせて評価委員会の意見を聴いたうえで、公表
- (7) 長期借入金等  
機構は、施設整備等のために、長期借入や債券の発行を行うことができることとし、政府は、予算の範囲内において債務保証を行うことができる
- (8) 緊急時の厚生労働大臣の要求  
災害その他の緊急事態の際に厚生労働大臣が機構に対し必要な業務の実施を求めることができる
- (9) 移行に伴う措置
  - ・ 国立病院特別会計の資産・債務は、国立高度専門医療センターに係るもの（現行特会を改組した特別会計で経理）を除き、機構が承継
  - ・ 機構が再編成業務を承継
- (10) 施行期日 平成15年10月1日（法人の設立は、平成16年4月1日を予定）

## 2 国立病院・療養所の今後の姿

